

観光情報誌「おふたいむ」製作業務委託に係るコンペ実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

観光情報誌「おふたいむ」製作業務

(2) 業務の趣旨・目的

現在発行している紙面をより魅力あふれる構成に刷新し、交通局の発信する情報をこれまで以上にお客様に効率的に伝えることで、市バス・地下鉄の利用促進を図る。

(3) 業務の内容

情報誌「おふたいむ」を月1回15日に発行し、指定の場所に納品する。

サイズ、部数等は、別紙仕様書のとおりとする。

(4) 委託期間

今回のコンペティションの効力は3年とし、毎年度契約するものとする。25年度以降の契約については、当局が必要を判断した場合は見直しを行う。また、本局の予算が確保できなかった場合は、事業廃止となることから契約はできない。

(5) 納品日

毎月10日まで

(6) 委託金額の上限

製作費 6,568,000円（消費税及び地方消費税を含む）

配送料 400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格

京都市の競争入札参加資格を有する事業者とする。（指名停止期間中の業者は除く。）

3 応募手続き

企画提案参加申請書及びその他必要書類の提出後、交通局企画総務部企画課の受領をもって本コンペへの参加応募があったものとする。

(1) 提出方法 持参又は送付

(2) 提出期限 平成23年1月7日 午後5時まで（郵送の場合は必着）

※土曜、日曜及び年末年始（平成22年12月29日～平成23年1月3日）は
受付不可

(3) 提出部数 下記のとおり

(4) 提出場所 京都市交通局企画総務部企画課

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階

電話 075-863-5065

(5) 留意事項 提出のあった企画書は返却しないものとする。

4 提出書類

企画提案参加申請書及びその他必要書類（企画提案参加申請書を参照）。

5 プレゼンテーションの実施

企画提案参加申請書及びその他必要書類の提出後、参加者に対し1社30分ほどのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

6 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は失格になる場合がある。

- (1) 企画書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 企画書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 企画書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 応募資格があると偽った場合、又は応募資格を失った場合

7 受託業者の決定方法

- (1) 受託業者の決定は、当局で設置する事業者選定委員会において行う。
- (2) 受託業者の決定に当たっては、「8 主な選定基準」を基に、総合的な評価で選考し、決定する。
- (3) 選定結果は、全ての提案者へ通知する。

8 主な選定基準

- (1) あらゆる年齢のお客様にも、見やすく親しみやすい紙面であるか。
- (2) 読者が求める「京都らしさ」及び季節感が紙面から感じられるか。
- (3) 現在の紙面で実施している「読者プレゼント」など、読者にとって魅力ある企画を盛り込んでいるか
- (4) 発行スケジュールの管理や校正などが適正に行われ、納品や配送の体制が整っているか。
- (5) 価格が妥当であるか。(有料広告欄の採用により、経費の節減を図るなどの工夫があるか。)
- (6) 紙面校正(増ページ)、配送先の開拓及び増刷など新たな提案が見られるか。

9 受託業者決定の取り消し

次のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがある。

- (1) 応募資格があると偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 企画書に虚偽の内容が記載されていた場合

10 留意事項

- (1) 企画書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者の負担とし、企画書は返却しない。
- (2) 著作権の取り扱い
 - ① 決定した業者の企画書に係る著作権の帰属は契約書により定める。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属する。
 - ② 決定されなかった業者の企画書に係る著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 再委託しようとするときには、京都市交通局契約規程第44条及び契約書の規定に基づき、あらかじめ文書による承諾を受けることとする。
- (4) 製作費及び配送料の請求方法は、月毎に請求書を送付し、受託者が指定する口座に支払うこととする。

11 契約の解除

- (1) 業務内容に記載の条件の違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないか若しくは委託料の一部又は全部を返還していただく場合がある。
- (2) 上記の(1)により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託者側で製作を継続しがたいやむを得ない事由がある場合、受託者側の同意を得て、契約を解除することができる。